

令和6年2月19日

オープンカウンター参加業者 殿

分任支出負担行為担当官  
関東地方整備局  
利根川水系砂防事務所長

大 坂 剛

## 見 積 依 頼 書

下記について、購 入 したいので見積書を提出願います。

|                                  |   |
|----------------------------------|---|
| 1 件 名                            | R6プロパンガス単価契約(榛名出張所)   |
| 1 納 入 期 限                        | 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで   |
| 1 納 入 場 所                        | 利根川水系砂防事務所 榛名出張所  |
| 1 見 積 書 提 出 場 所                  | 利根川水系砂防事務所 経理課  |
| 1 見 積 書 提 出 日 時                  | 令和6年3月11日 11時00分まで  |
| 1 見 積 書 合 わ せ 日 時                | 令和6年3月11日 11時30分(立ち会いは求めない)   |
| 1 見 積 方 法                        | 消費税及び地方消費税に係る課税事業者は消費税及び地方消費税を含めた金額を見積書に記載すること。   |
| 1 契 約 保 証 金                      | 免除  |
| 1 仕 様 書、契 約 書(案)及 び 見 積 書(様 式 3) | 別途交付による。(電子調達システム( <a href="https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/">https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/</a> )及び関東地方整備局 利根川水系砂防事務所 経理課(電話0279-25-4023)にて交付。)  |
| 1 契 約 書 作 成 の 要 否                | 要   |
| 1 見 積 心 得                        | ( <a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/nyuusatu0000010.pdf">https://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/nyuusatu0000010.pdf</a> )   |
| 1 競 争 参 加 条 件                    | 以下の1~3のすべての要件に該当する者であること。<br>1. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第3条の登録を受けている者であること。<br>2. 以下の①又は②のどちらか1以上に該当する者であること。<br>①関東地方整備局オープンカウンター方式(試行)実施要領(参加資格)第3条1項2号に該当する者であること。<br>②令和元年度以降に関東地方整備局利根川水系砂防事務所へプロパンガスの納入(履行)実績がある者であること。<br>3. 関東地方整備局オープンカウンター方式(試行)実施要領(参加資格)第3条(第3条1項2号を除く)に該当する者であること。   |
| 1 支 払 条 件                        | 支払方法は毎月計量後、精算払い。支払期限は請求書受理後30日以内。   |
| 1 そ の 他                          | (1) 電報による見積もりは認めない。<br>(2) 郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による見積もりは認める。<br>(3) 関東地方整備局オープンカウンター(試行)実施要領( <a href="https://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/index00000054.html">https://www.ktr.mlit.go.jp/nyuusatu/index00000054.html</a> )及び見積心得を熟読のこと。<br>(4) 契約書(案)第7条、第8条に該当する場合は契約を解除することがある。<br>(5) 納入場所敷地内にて現状確認が必要な場合、利根川水系砂防事務所経理課(電話0279-25-4023)と立入日時の調整をすること。 |

- (6) 契約相手方に決定した者は、契約締結日までに液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号)第3条の2第1項の登録簿謄本又は同条2項の通知書(同法8条の届出を行っている場合は、届出書)のいずれかの写し(コピー)を分任支出負担行為担当官あて提出すること。提出されない場合は見積書を無効とすることがある。
- (7) 令和6年度予算が成立されることを条件とする見積とする。
- (8) 契約締結日及び納期の始期は令和6年4月1日とする。ただし、令和6年4月2日以降に予算が成立した場合には、契約締結日はその成立日とする。
- (9) 暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする。